

# 大洗マリーナ保管施設利用者募集要項

株式会社ユニマットプレシャス

大洗マリーナでは、船舶保管施設の利用者を次のとおり募集します。希望される方は、この要項をよくお読みのうえお申込みください。

なお、大洗マリーナの船舶保管施設の利用にあたっては、本募集要項に基づく利用申込みを行わなければなりません。

## 1 大洗マリーナについて

令和5年6月1日より株式会社ユニマットプレシャスが管理運営を行っています。

## 2 募集方法

- (1) 収容可能隻数に達するまで随時募集いたします。
- (2) 利用申込書を審査のうえ、申込資格を満たしている方に限り受理し、使用を許可します。

## 3 利用申込方法

### (1) 申込用紙の配布

下記により指定管理者へ請求してください。郵送による配布も可能です。

また、大洗マリーナホームページ (<https://oarai-marina.com/>) からダウンロードできます。

	時 間	場 所	備 考
申 込 用 紙 の 配 布	午前9時～午後5時	株式会社ユニマットプレシャス 大洗マリーナ 東茨城郡大洗町港中央12-5 TEL 029-267-5993 (大洗マリーナクラブハウス内)	火曜日は除きます。

### (2) 利用申込の受付

(株)ユニマットプレシャスへ利用申込書を提出してください。郵送による提出も可能です。

## 4 利用対象施設

申込区分
浮棧橋
艇置場

次のような船舶は利用できません。

- ①ディンギーヨット
- ②漁業用船舶
- ③①～②以外の特殊船舶
- ④その他運営者が運営上支障があると判断した船舶

## 大洗マリーナ保管施設利用者募集要項

### 5 施設利用料金

施設利用料金についての詳細は別紙をご覧ください。

### 6 利用申込資格

次の要件をすべて満たす方に限ります。

- (1) 艇を所有し、または購入する予定であること。
- (2) 小型船舶登録事項通知書または船舶国籍証書、船舶検査証書及び小型船舶操縦免許を取得していること。

(艇の購入予定者については、購入後に小型船舶登録事項通知書または船舶国籍証書、船舶検査証書のコピーを提出していただき、申込資格を確認した後に艇を搬入していただきます。)

- (3) 海難等、非常時の連絡手段を有していること。  
大洗マリーナでは、第三級海上特殊無線技士資格以上の取得及びマリン VHF 又は国際 VHF150MHz 帯の無線船舶局の開局を推奨しています。
- (4) 施設利用料金を納入できること。
- (5) 指定する期限内に、必ず艇を搬入できること。
- (6) 営利・営業を目的としないこと。
- (7) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為、その他違法行為を行うおそれがある者及びその組織、もしくはその関係者でないこと。

### 7 利用申込に必要な書類等

- (1) 大洗マリーナ保管施設利用申込書（個人で申込みをする場合は様式 1、法人で申込みをする場合は様式 2）
- (2) 共同所有の場合は、共同所有者全員の名簿（様式 3）
- (3) 運行責任者名簿（様式 4）

下記 8 の申込みにあたっての注意事項（2）に該当する場合のみ提出してください。

- (4) 個人で申込みをする場合は住民票抄本、法人で申込みをする場合は登記事項証明書（交付日は申込日より 1 カ月以内のもの。）。)
- (5) 利用申込者の写真（36mm×24mm 1 枚・脱帽・最近 3 カ月以内に撮影したもので裏面に名前を記入すること。)  
共同所有の場合は、共同所有者全員の写真が必要です。
- (6) 艇を所有している方は、小型船舶登録事項通知書または船舶国籍証書のコピー、船舶検査証書のコピー及び所有艇の写真（全形を 1 枚）
- (7) 艇を購入予定の方は、購入計画書（購入予定の艇のカタログ、図面、写真、契約書のコピー）
- (8) 自動車運転免許証のコピー
- (9) 小型船舶操縦免許証のコピー
- (10) 第三級海上特殊無線技士資格以上を取得している方は無線従事者免許証のコピー
- (11) 納税証明書（最近時の証明、コピーは不可。)

※ (8) ～ (10) については、申込者、共同所有者及び運行責任者全員分提出してください。

## 大洗マリーナ保管施設利用者募集要項

### 8 申込みにあたっての注意事項

- (1) 申込みは艇の所有者本人（共同所有の場合は、小型船舶登録事項通知書または船舶国籍証書及び船舶検査証書に記載されている者）または購入予定者が行ってください。ただし、法人については当該法人代表者が申し込んでください。
- (2) 申込者以外の者（所有者本人以外の者または法人代表者以外の者で当該法人に属する者）が艇を運行する場合は、艇の操縦免許を有している者を運航責任者として選任し、運航責任者名簿（様式4）を提出してください。
- (3) 提出書類は、返却いたしません。
- (4) 保管場所は艇の実測長（以下「艇長」という。）により決定しますので、申込みにあたっては必ず艇長を記入してください。  
※「艇長」とは、茨城県港湾施設管理条例別表第3 その3 備考1に定める艇体の全長をいいます。
- (5) 営利・営業を目的とした申込みは受け付けません。
- (6) 申込者・共同所有者・運行責任者が集团的に、または常習的に暴力的不法行為、その他違法行為を行うおそれがある者及びその組織、もしくはその関係者であるときは、申込みを受け付けません。
- (7) 申込者が利用申込資格に反し、虚偽の申込等不正行為を行った場合、その申込みを無効とします。
- (8) 申込みいただいた個人情報は、個人情報保護法及び関連法令並びに株式会社ユニマツプレシヤス個人情報保護方針及び関連規程に基づき適正に管理、保護し、目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。

### 9 利用者の遵守事項

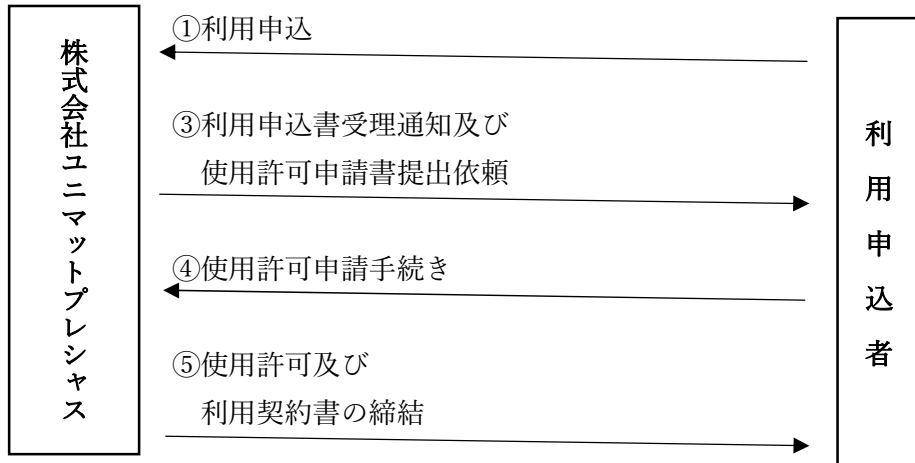
- (1) 保管施設の使用期間は、4/1～3/31の1年間とします。  
なお、使用許可の更新については、更新時期に別途通知いたします。
- (2) 艇の保管場所は、利用申込者の希望を参考に、艇長などをもとに管理者が決定します。
- (3) 船舶保管用の船台は原則として指定したものを使用してください。
- (4) 航行の安全を確保し、救難等に備えるため、指定する無線機を装備し、マリンVHF又は国際VHF150MHz帯の無線船舶局を開局していただくことを推奨します。
- (5) 航行の安全と秩序あるマリーナ利用を図るため、大洗マリーナ利用者協議会に加入していただくことを推奨します。
- (6) 8(2)により運行責任者（操縦免許を取得している者）を選任している場合には、運航責任者が乗船せずに出港することは認められませんのでご注意ください（運航責任者の人数については定めません。）
- (7) 天災（台風等）、人災（衝突等）、盗難等の損害に対しては、管理者は責任を負いません。トラブルを避けるため、あらかじめ艇の使用及び保管については各種保険に加入していただくことを推奨します。
- (8) 茨城県港湾施設管理条例・同条例施行規則等関係法令を遵守し、秩序ある利用をしていただ

## 大洗マリーナ保管施設利用者募集要項

きます。なお、法令等を遵守せず、秩序ある利用ができないときは、使用許可を取り消すことがあります。

### 【参考】

#### 申込みから許可までの流れ



② 申込書類審査

⑥ 搬入